

別紙

令和4年度 七宗町一般廃棄物処理実施計画

第1 処理の基本方針

- (1) 生活系一般廃棄物は、排出者が自ら処分できるもののほかは、法及び条例で定めるところにより、七宗町が処理する。
- (2) ごみは、可燃物と資源物と不燃物と粗大ごみに分けて収集し、収集したごみは、できるだけ再生利用するように努めるものとする。
- (3) 事業系一般廃棄物は、事業者が自ら処分することを原則とするが、処分できないときは法及び条例の定めるところにより、可茂衛生施設利用組合の処理施設を利用して処分するものとする。

第2 ごみ処理実施計画

I 一般廃棄物の排出の状況

ごみ発生量及び処理量の見込み

区 分		発 生 量 (t/年)	昨年度実績 (t/年)	
燃 え る ご み	可燃ごみ	480	452	
	可燃粗大ごみ	15	18	
燃 え ない ご み	不燃金物類	21	17	
	不燃ガラス類	12	11	
	不燃粗大ごみ	7	5	
	せともの類	18	12	
	使用済乾電池	2	2	
	蛍光管・体温計	1	1	
	特定ごみ	1	—	
資 源 ご み		金物類 (缶類)	3	3
		ガラス類 (ビン類)	16	15
		ペットボトル	8	7
		発泡トレイ	1	1
		その他プラスチック	12	11
		小型家電	1	1
	資源集 団回 収	新聞・雑誌類	110	101
		牛乳パック	2	2
		アルミ缶	3	3
		ビン類	2	2
	事 業 系 ご み	可燃ごみ	85	75
不燃ごみ		1	0	
合 計		801	739	

II 一般廃棄物の処理主体

種 類	処理区分	処 理 主 体			
		収 集 運 搬		処 理	
生活系	可燃ごみ	焼却処理	委託業者	(株) 橋本	可茂衛生施設利用組合 ひまわりクリーンセンター
	不燃ごみ	埋立処理	委託業者	(株) 橋本	
	粗大ごみ		委託業者	(株) 橋本	
	特定ごみ		委託業者	(株) 橋本 小森産業 (株)	
	資源ごみ		再資源化	委託業者	
事業系	可燃ごみ	焼却処理	許可業者	(株) 橋本 小森産業 (株)	
	不燃ごみ	埋立処理	許可業者	(株) 橋本 小森産業 (株)	

III 処理計画

ごみ処理実施計画

(1) 処理人口及び世帯数 (令和4年4月1日現在)

処 理 人 口	世 帯 数
3, 4 6 1 人	1, 4 2 7 世 帯

(2) 排出抑制・再資源化計画

① 排出抑制の方法

分別収集を行い再資源化を推進することにより、ごみの排出抑制を図る。

② 再資源化の方法及び量

(単位：t/年)

種 類	再 資 源 化 の 量	中間処理・再生業者
金物類 (缶類)	3	(株) 橋本
ガラス類 (ビン類)	1 6	可茂衛生施設利用組合
ペットボトル	8	(株) 橋本
発泡トレイ	1	(株) 橋本
その他プラスチック	1 2	(株) 橋本
小型家電	1	(株) 橋本
新聞・雑誌類	1 1 0	グリーンリメイク (株)
牛乳パック		(株) サンシャイン宮崎
アルミ缶		(株) サンシャイン宮崎
ビン類		

③ 関連施設の概要

施設名	所在地	処理方式	処理能力
ささゆりクリーンパーク (可茂衛生施設利用組合)	可児市塩河 839番地	破碎・選別 焼却	66 t / 5 h 240 t / 24 h
ひまわりクリーンセンター (株)橋本	加茂郡八百津町 野上455-1	ペットボトル破碎 ペットボトル圧縮 トレイ破碎・減容 その他プラスチックボール化	1. 28 t / 日 4 t / 日 1. 6 t / 日

(3) 収集・運搬計画

種 類		収集運搬量 (t / 年)	収集区域 (持ち込 み) 場所	収集回数	収集方法
生 活 系	可燃ごみ	480	町内全域 96ヶ所	毎週 月・木曜日	ステーション 回収
	可燃粗大ごみ	15	町内全域 42ヶ所	偶数月 1回	
	不燃金物類	21		奇数月 1回	
	不燃ガラス類	12		偶数月 1回	
	不燃粗大ごみ	7		奇数月 1回	
	せともの類	18		年 2回	
	使用済乾電池	2		年 2回	
	蛍光管・体温計	1		年 2回	
	特定ごみ	1	(株)橋本 小森産業(株)	随時	個別回収
	金物類(缶類)	3	町内全域 42ヶ所	奇数月 1回	ステーション 回収
	ガラス類(ビン類)	16		偶数月 1回	
	ペットボトル	8	町内店舗等 12ヶ所	週 1回	ステーション 回収
	発泡トレイ	1	町内店舗等 8ヶ所	週 1回	
	その他プラスチック	12	町内全域 42ヶ所	月 2回	
小型家電	1	七宗町役場 1ヶ所	月 1回		
新聞・雑誌類	110	町内 2小中学校区	年 7回		
牛乳パック	2				
アルミ缶	3				
ビン類	2				
事 業 系	可燃ごみ	85	事業所	随時	個別回収

(4) 搬入される廃棄物の搬入業者の内訳

	搬入者	種 類	搬 入 予定量 (t/年)	昨年度 搬入実 績 (t/年)	保有車両台数
生活系	(株) 橋本	可燃ごみ	480	452	パッカー車48台
		可燃粗大ごみ	15	18	ダンプ14台
		不燃金物	21	17	トラック・ウイング車19台
		不燃ガラス類	12	11	フックロール車7台
		不燃粗大ごみ	7	5	トラッククレーン1台
		せともの類	18	12	
		使用済乾電池	2	2	
		蛍光管・体温計	1	1	
		金物類(缶類)	3	3	
		ガラス類(ビン類)	16	15	
		ペットボトル	8	7	
		発泡トレイ	1	1	
		その他プラスチック	12	11	
		小型家電	1	1	
	(株)橋本 小森産業 (株)	特定ごみ	1	—	フックロール車 アームロール車
(株)グリーンリメイク(株) サンシャイン宮崎	新聞・雑誌類	110	101	パッカー車2台	
	牛乳パック	2	2	アームロール車1台	
	アルミ缶	3	3	パッカー車6台	
	ビン類	2	2	アームロール車1台 ダンプ3台	
事業系	(株)橋本	可燃ごみ	70	62	パッカー車
		不燃ごみ	1	0	
	小森産業 (株)	可燃ごみ	15	13	パッカー車20台、トラック17台
		不燃ごみ	0	0	アームロール車5台

## (5) 最終処分計画

### ①最終処分場の概要

最終処分場名	ささゆりクリーンパーク最終処分場
所在地	可児市塩河814番地1
埋立面積	4,650㎡
全体容量	22,400㎥
埋立期間	平成27年4月～令和5年3月

### ②埋立計画

- ・廃棄物のリサイクルを図り、最終処分場の延命化をする。

## (6) 住民の協力義務

土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。）は、生活環境の保全に支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物は、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、町長の指示する方法に従って、可燃物、資源物、不燃物はそれぞれ専用の袋に収納し、又、粗大ごみ、特定ごみは指定のシールを貼付し、所定の場所に集める等町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

## (7) 大掃除の実施

土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物を清潔にするため町長が定めた計画に従い大掃除をしなければならない。

## (8) 処理できないごみ

ささゆりの処理能力により、下記のものとは処理できない。

これらについて、下記管内市町村でとりまとめるものに記載があるもの以外は、排出者の責任において適正に処理すること。

石・土、枝類（太さ10cm以上）、ウインドサーフィン、エアコン（天井・壁埋込式）、エンジンオイル、FRP・ホーロー浴槽、LPガスボンベ、ガソリン、消火器、スレート、石灰、石膏、石膏ボード、耐火金庫、太陽熱温水器、断熱材（グラスウール、石綿）、注射器・医療系廃棄物、つけもの石（加工品）、鉄骨・鉄板、電気温水器、電動機付き自転車、電動車いす、トナー、ドラム缶、農機具、農薬、灰、発煙筒、バッテリー、ピアノ、ボイラー、ボウリング玉、ユニットバス、家電リサイクル法対象品目、自動車リサイクル法対象品目、二輪車リサイクルシステム対象品目、パソコンリサイクル法対象品目等
--

※ささゆりが処理できないもののうち、下記ものは、廃棄物収集運搬許可業者で一時

保管し、可茂施設衛生管理組合が、管内の市町村分をとりまとめ、許可業者に運搬を委託して最終処分場で処理する。

#### 管内市町村でとりまとめるもの

石膏・石膏ボード（プラスターボード）、サーフボード、車のパーツ（バッテリーは不可）、浴槽、ユニットバス、つけもの石（加工品）・砥石、ボウリングの玉、農業用ビニールシート、ブルーシート、ピアノ、ピアノ線、太陽熱温水器・電気温水器等、パチンコ、スロット台、断熱材（グラスウール、石綿が含まれているものまたは不明なものはスレートに分類）、金庫、ドラム缶、スレート（石綿含有）、金庫（石綿含有）

#### （9）収集しないごみ

粗大ごみで定めた寸法及び重量を超えるごみ、引越し等により町の収集に出せないごみは、各自以下の方法で適宜、適正な処理をすること。

- ①専門業者に引取りを依頼し、処理すること。
- ②許可業者に収集運搬を委託し、処理すること。